

第 1 部

総 説



## 第1章 令和6事務年度（令和6年7月1日～令和7年6月30日）の主要事項

### 1 定額による所得税の特別控除（定額減税）への対応

#### (1) 概要

令和6年度税制改正に伴い、デフレ完全脱却のための一時的な措置として、所得税の納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税額から3万円を減税する、定額減税が実施された。

#### (2) 具体的な取組

国税庁では、令和5事務年度に引き続き、制度施行に向け、定額減税の制度の仕組みや実施方法等について、納税者や源泉徴収義務者の方々が正しく理解できるよう、国税庁ホームページに「定額減税特設サイト」を設け、パンフレットやQ&A等を公表するとともに、給与支払者向け所得税定額減税コールセンターを設置するほか、令和6年10月から12月にかけて、個別の相談対応に加え、説明会の開催及び関係民間団体や業界団体等が主催する年末調整説明会等へ講師派遣等も行った。

また、個人の納税者への対応として、定額減税の必要な手続を案内するフローチャートや動画等のツールを提供するとともに、確定申告期には、確定申告会場における申告相談や給与支払者向け所得税定額減税コールセンターの体制拡充を図った。

### 2 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

#### (1) 概要

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の円滑な定着に向け、関係府省庁、関係民間団体等とも密に連携しながら、各種周知・広報や事業者の立場に立った丁寧な相談対応等に取り組んだ。

#### (2) 具体的な取組

##### イ 周知・広報の実施

インボイス制度の円滑な定着に向けては、

- ① 国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度概要ページ」をシンプルで分かりやすくリニューアル
- ② 消費税の仕組みやインボイス制度を簡潔に説明する動画シリーズの公開
- ③ 国税庁ホームページに、新たに事業を開始した方等に向けたマンガ形式のページを新設
- ④ SNSやインターネット広告等を活用したインボイス制度や期限内申告等に関する周知・広報
- ⑤ 令和6年分の消費税確定申告に向け、インボイス発行事業者となった個人事業者向けに消費税の期限内申告・納付を案内するダイレクトメールの送付

⑥ オンライン説明会の実施や各種説明会の開催、事業者団体等への講師派遣など制度の周知・広報に努めた。

ロ 相談体制の整備

インボイス制度に関する事業者からの質問・照会等に対して、「電話相談センター」のほか、「インボイスコールセンター」（インボイス制度電話相談センター）や各税務署に設置している相談コーナー、「税務相談チャットボット」等により対応した。

### 3 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

(1) 概要

経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中、デジタルの力を借りて、国民にとって利便性が高く、適正・公平な社会を実現していく観点から、国税庁では令和5年6月に、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」を3つの柱とする「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を策定した。今後、次世代システム（KSK2）の導入やGSSへの移行を適切に進めるなど、税務行政のDXを推進することにより、内部事務の効率化によって生み出されたリソースを活用して、税務行政における主な課題への対応力を高めていく。

(2) 納税者の利便性の向上

e-Tax 等とマイナポータル連携により申告書への自動入力が可能となるマイナポータル連携の対象に、生命保険契約等の一時金・年金、損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書に係る情報やふるさと納税以外の寄附金控除に係る情報（令和8年1月から申告書への自動入力が可能）を追加するため、連携対象の拡大に向けた取組を進めた。

また、令和7年1月から、Android 端末については e-Tax において「スマホ用電子証明書」の利用が可能となり、マイナンバーカードをスマホで読み取らずに申告書の作成や e-Tax 送信ができるようになった。

さらに、納付件数の多い源泉所得税についてキャッシュレス納付の利便性を実感できるよう、令和7年3月から e-Tax ホームページに「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設したほか、令和7年4月から、特定の日を「キャッシュレス推進デー」と定め、税務署の窓口に来署した方を対象に、職員がキャッシュレス納付について丁寧に説明を行うなど、職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の利便性を体験できる取組を実施している。

(3) 課税・徴収の効率化・高度化

調査事務については、AI も活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定を行うなど、効果的・効率的に調査・行政指導を行う取組を進めている。

また、調査事務の効率化を進める観点から、納税者等の協力の下、Web 会議システム等のオンラインツールを活用した調査を試行的に実施しており、令和5事務年度以降は、その試行

対象を全ての大規模法人としている。

徴収事務については、滞納者ごとに最適なアプローチを予測するための高度なデータ分析に取り組み、構築した予測モデルの予測結果を活用し、滞納者へつながりやすい曜日・時間帯に架電することで、事務の効率化を図っている。

#### (4) 事業者のデジタル化促進

事業者の業務のデジタル化を促進するため、会計ソフトやデジタルインボイス等の各種ITツールのメリットやIT導入補助金等の支援策等を案内する動画・リーフレット等、事業者の規模やデジタル化の進捗に沿った各種広報素材を制作し、国税庁ホームページ等への掲載、SNSへの投稿、政府広報オンラインを通じた情報提供を行うなど、デジタル化のメリットが幅広く事業者の目に触れ、デジタル化の検討のきっかけとなるよう周知・広報に取り組んだ。

また、税理士会など関係機関主催の各種イベントにおいて、事業者のデジタル化促進やデジタルインボイスの利活用をテーマにした講演を行ったほか、「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、各府省庁等に対し、所管する業界団体・独立行政法人等へ、デジタル化のメリットを訴求する広報素材を活用した働きかけを依頼するなど、関係機関と連携・協力し、事業者のデジタル化促進に取り組んだ。

## 4 酒類業の振興

### (1) 酒類業振興等の取組

国税庁では、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月閣議決定）において、農林水産物・食品の輸出目標として2030年5兆円が設定されたこと等を踏まえ、日本産酒類の更なる輸出拡大に取り組むこととしており、令和6事務年度においては、日本産酒類の海外販路拡大に向けて、国際的プロモーションや商談会の開催等の取組を実施した。

そのほか、日本産酒類の輸出拡大や酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進するため、酒類事業者による日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓等の海外展開に向けた取組や国内外の新市場開拓等の意欲的な取組を、酒類事業者向け補助金により支援した。

また、米国関税措置による酒類事業者への影響をきめ細かく把握するため、輸出に取り組む事業者に対してヒアリングを実施した。

### (2) 地理的表示（GI）の普及拡大

令和6年8月にGI「南会津」（清酒）、同年11月にGI「伊丹」（清酒）、同年12月にGI「喜多方」（清酒）、令和7年6月にGI「青森」（清酒）の4件を新たに指定し、酒類の地理的表示は合計31件となった。

また、既存のGI指定地域及び新たに指定した各地域において、流通業者やマスコミ等に向けたイベントを開催するなど、地理的表示制度の認知度向上に努めた。

(3) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知・広報に関する取組

日本のこうじ菌を使った伝統的な酒造り技術が、令和3年12月に「伝統的酒造り」として文化財保護法上の登録無形文化財に登録され、令和4年3月にユネスコ無形文化遺産に提案された。日本からの提案書の採択は2年に1度のため、提案書は令和5年3月に再提出され、令和6年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録された。「伝統的酒造り」の認知度向上を図るため、シンポジウムの開催や、大阪・関西万博における「伝統的酒造り」のPR等、広報活動を実施した。

(4) 酒米の価格高騰に対する取組

酒米価格の高騰を踏まえ、令和6年度補正予算として内閣府に措置された「重点支援助地方交付金」を活用した酒蔵支援の要請を行った。また、短期での運転資金を円滑に調達できるよう、日本酒造組合中央会に造成済の基金による信用保証事業を活用した支援措置を講じた。

## 第2章 租税収入状況

### 1 令和6年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

令和6年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、75兆2,321億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）73兆4,350億円に対して1兆7,971億円（2.4%）の増収となり、前年度の決算額72兆761億円に対して3兆1,559億円（4.4%）の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は28.2%と前年度の30.6%を下回り、法人税の一般会計分税収に占める割合は23.8%と前年度の22.0%を上回った。

### 2 主要税目別収入状況（令和6年度一般会計分）

#### (1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、16兆7,201億円であり、予算額に対して9,281億円（5.9%）の増収、前年度決算額に対して1兆2,814億円（7.1%）の減収となった。

#### (2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、4兆4,885億円であり、予算額に対して1,715億円（4.0%）の増収、前年度決算額に対して4,370億円（10.8%）の増収となった。

#### (3) 法人税

法人税の決算額は、17兆9,102億円であり、予算額に対して1,438億円（0.8%）の減収、前年度決算額に対して2兆496億円（12.9%）の増収となった。

#### (4) 相続税

相続税の決算額は、3兆5,523億円であり、予算額に対して1,653億円（4.9%）の増収、前年度決算額に対して140億円（0.4%）の減収となった。

#### (5) 消費税

消費税の決算額は、25兆212億円であり、予算額に対して6,782億円（2.8%）の増収、前年度決算額に対して1兆9,289億円（8.4%）の増収となった。

#### (6) 酒税

酒税の決算額は、1兆1,827億円であり、予算額に対して263億円（2.2%）の減収、前年度決算額に対して13億円（0.1%）の増収となった。

#### (7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆468億円であり、予算額に対して288億円（1.4%）の増収、前年度決算額に対して188億円（0.9%）の減収となった。

### 3 令和6年度国税収入直接税割合

直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は59.0%と前年度の59.6%を下回った。